

新旧対照表 (案)

○富良野市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>富良野市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月20日条例第2号</p> <p>改正 平成 年 月 日条例第 号</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成X年X月X日条例第X号) この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則 (平成X年X月X日条例第X号)</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>富良野市立特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月20日条例第2号</p> <p>改正 平成 年 月 日条例第 号</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

新

別表第1（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	定義	利用者負担額 （月額）
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯又は市町村民税が課税されている世帯であつて、その市町村民税の額が均等割のみのもの	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯 1,500
第3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯 7,100 8,100
第4	77,101円以上	12,300
第5	211,201円以上	19,400

備考（略）

旧

別表第1（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	定義	利用者負担額 （月額）
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯 3,000
第3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯 77,100円以下 15,100 16,100
第4	77,101円以上	20,500
第5	211,201円以上	25,700

備考（略）